

第4回 農業委員会総会議事録

平成29年10月27日開会

中標津町農業委員会

平成29年10月27日、第4回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
5番	田中	世	一
6番	瀧本	和	男
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤田	宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波江	信	二
13番	國光	達	男
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

本日欠席した委員

4番	武田	健	治
7番	須崎		智
14番	小林		亨

附議した案件

- 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 現況証明願いについて
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
議案第22号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第12号 農地法第4条の規定による許可証の取下願書について
報告第13号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第14号 農地法第3条3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第4回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
9番、和泉光広委員。
10番、後藤田宏幸委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 9月27日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
10月16日、平成29年度農地パトロールを委員16名の出席により行いました。
一時転用許可2箇所、農業用施設5箇所を巡回し、終了後、役場302号会議室におきまして報告・検討会を行ないました。農地パトロールの中では、施設建設の進捗状況や、一時転用後の農地の復元の状況について確認したところであります。
報告・検討会では、10月5日から11日まで4班編成にて実施した、利用状況調

査の結果を各班から報告いただき、今後の対応について協議したところであります。以上会務報告といたします。

日程3、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第11号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の46ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積34,401㎡ほか8筆、合計畑195,295㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成16年5月24日から平成36年5月23日まで。合意解約成立の日、平成29年10月13日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第18号(2)に関連するもので、使用貸借していた農地の一部について、農地所有適確法人に所有権移転するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第18号(1)(2)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積83,480㎡ほか20筆、畑567,652㎡、採草放牧地11,795㎡、合計579,447㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受けて営農を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、5・6ページのとおりとなっております。

なお、(2)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積34,401㎡ほか8筆、合計畑195,295㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、

所有農地を農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、譲渡を受けて営農を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,020,769円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

8、見取図につきましては、10ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、後継者及び農地所有適格法人に所有権の移転をしたい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第18号(3)(4)について説明致します。11ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、採草放牧地、面積341㎡ほか1筆、合計、採草放牧地606㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ贈与するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。

4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、12ページのとおりとなっております。

なお、(4)につきましても、譲受人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。13ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積160㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ贈与するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。

この2件につきましては譲渡人所有農地の隣接地について所有権移転をしたい旨の申し出があったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、報告第12号「農地法第4条の規定による許可証の取下願書について」を議題に供します。(1)について、内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第12号、農地法第4条の規定による許可証の取下願書(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の48ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請者、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積9,330㎡の内1,148.12㎡ほか1筆、合計畑1,564.05㎡。

3、許可年月日及び許可番号。平成29年3月21日、中農委4第28-4号指令。

4、転用の目的。分譲宅地及び道路用地造成のため。5、取下事由。期間内の造成工事が困難であり来年度に延期したい。

この案件につきましては、平成29年3月21日付け中農委4第28-4号指令により、分譲宅地及び道路用地建設を目的とした転用許可された案件ですが、建設工事の繁忙により業者選定ができず、許可期間内の造成工事が困難となったため今回の許可について取り下げるものです。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
日程6、報告第13号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 報告第13号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。50ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成28年5月17日付、中農委5第2号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、農業用施設。

5、事業計画の期間、平成28年5月18日から平成28年11月30日まで。6、事業完了年月日、平成29年2月25日。

7、完了検査年月日につきましては、平成29年10月11日、第5地区推進班において提出資料を確認し、計画通り建設されていることを確認しております。

以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程7、議案第19号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました、議案第19号「現況証明願いについて」(1)(2) について説明いたします。16ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

標茶町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、面積20,160㎡ほか4筆。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は17ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。

平成29年10月19日、第3地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。18ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、面積655㎡ほか14筆。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野及び山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は19ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

申請者が所有していた農地を農地所有適確法人へ譲渡するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が農地で現況が山林原野となっていた土地について地目変更するものです。

平成29年10月4日、第3地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外

の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 8、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明いたします。21 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 25,786 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 10 月 30 日から平成 34 年 10 月 29 日まで。6、価格、年 103,100 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 22 ページのとおりです。
この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(2)について説明いたします。

23ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積26,940㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年10月30日から平成39年10月29日まで。6、価格、年2,582,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は26ページのとおりです。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(3)について説明いたします。

27ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積51,290㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,301,000円。6、資金調達方法、ステップアップローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は28ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借していた農地を期間が満了することに伴い、借主

に所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第20号(4)について説明いたします。29ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積31,536㎡ほか8筆、合計畑235,180㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、9,684,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は30ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 (5)(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(5)(6)について説明いたします。

31ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,544㎡、利用目的、牧

草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年11月1日から平成39年10月31日まで。6、価格、年552,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は33ページのとおりです。なお、(2)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。34ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積3,461㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年11月1日から平成39年10月31日まで。6、価格、年13,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は35ページのとおりです。この2件の案件につきましては、貸主より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、地区内で協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第20号(1)から(6)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程9、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。
37ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成28年11月30日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成29年8月31日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、38ページのとおりであります。合計21筆、453,569㎡です。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(2)について説明いたします。

39ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成29年8月24日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成29年8月31日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構によ

る買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、40ページのとおりでありまして、合計11筆、219,011㎡です。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(3)について説明いたします。

41ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成27年4月30日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成29年9月28日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、42ページのとおりでありまして、合計6筆、121,861㎡です。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり要請致します。
日程10、議案第22号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第22号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。44ページをお開きください。
平成29年度分といたしまして、合同会社〇〇〇〇。
以上1件の提出がありました。
平成29年10月12日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり承認されました。
日程11、報告第14号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第14号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。52ページをお開きください。
平成29年10月4日に受理しました、平成28年度分の報告書で、〇〇〇〇(有)のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものであります。

以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第4回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 11時6分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年10月27日

会 長 本 田 信 幸

9 番 和 泉 光 広

10 番 後 藤 田 宏 幸
